

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 岡山県 |
| 3. 市区町村名 | 赤磐市 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 9-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.akaiwa.lg.jp/mynumber.html |

執行機関名 赤磐市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 赤磐市子ども医療費給付に関する条例(平成17年赤磐市条例第125号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 7 | |
| ③番号法別表第2の項 | 9 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 赤磐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1第3項 赤磐市子ども医療費給付に関する条例(平成17年赤磐市条例第125号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条 | 赤磐市子ども医療費給付に関する条例(平成17年赤磐市条例第125号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。 | 第1条 この条例は、 <u>子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的とする。</u> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | ・赤磐市子ども医療費給付に関する条例(平成17年条例第125号) ・赤磐市子ども医療費給付に関する条例施行規則(平成17年規則第81号) |